

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

資料番号	8	担当課	保健福祉課又は地域福祉課		
法令名	社会福祉法	根拠条項	62条2項	許認可等の内容	第一種社会福祉事業の許可
[社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)] (施設の設置) 第62条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設(以下「社会福祉施設」という。)を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。 (1) 施設の名称及び種類 (2) 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況 (3) 条例、定款その他の基本約款 (4) 建物その他の設備の規模及び構造 (5) 事業開始の予定年月日 (6) 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の名氏及び経歴 (7) 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法 2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。 3 前項の許可を受けようとする者は、第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を当該都道府県知事に提出しなければならない。 (1) 当該事業を営むための財源の調達及びその管理の方法 (2) 施設管理者の資産状況 (3) 建物その他の設備の使用の権限 (4) 経理の方針 (5) 事業の営業者又は施設の管理者に事故があるときの処置 4 都道府県知事は、第2項の許可の申請があつたときは、第65条の規定により厚生労働大臣が定める最低基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。 (1) 当該事業を営むために必要な経済的基礎があること。 (2) 当該事業の営業者が社会的信望を有すること。 (3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。 (4) 当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。 (5) 脱税その他の不正の目的で当該事業を営もうとするものでないこと。					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号		8		担当課		保健福祉課又は地域福祉課	
法令名	社会福祉法	根拠条項	62条2項	許認可等の内容	第一種社会福祉事業の許可				
<p>5 都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に規定する基準に適合していると認めるときは、社会福祉施設設置の許可を与えなければならない。</p> <p>6 都道府県知事は、前項の許可を与えるに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p> <p>(施設の最低基準)</p> <p>第65条 厚生労働大臣は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、必要とされる最低の基準を定めなければならない。</p> <p>2 社会福祉施設の設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。</p>									